

首都圏中央連絡自動車道 沼田橋(鋼上部工)工事

番号	質問箇所	質問事項	回答案
1	特記仕様書P15	週休2日推進工事に要する費用において、「機械器具経費(損料)の係る週休2日(4週8休)工事の施工を考慮した標準稼働率にて算定した費用」において、対象とする機械器具類をご教示願います。	貴社の施工計画に基づき必要な機械器具類とお考え下さい。
2	特記仕様書P15	週休2日推進工事に要する費用において、「機械器具経費(損料)の係る週休2日(4週8休)工事の施工を考慮した標準稼働率にて算定した費用」において、考慮されている標準稼働率をご教示願います。	発注者の考える標準稼働率は、土木工事積算基準第35編に示しています。
3	特記仕様書P16	諸経費区分において、経费率算定の対象外とする工種がある場合はご教示願います。	積算に関する内容のためお答えできません。
4	特記仕様書P23, 24	特記仕様書に記載の軽量覆工板、H400、H594、プレガータ部材の賃料が明示されておりますが、こちらの単価には修理損耗費が含まれた単価として公表されていると考えてよろしいでしょうか。	特記仕様書に示す賃料には修理損耗費は含まれていません。
5	特記仕様書P23, 24	特記仕様書に記載の軽量覆工板、H400、H594、プレガータ部材の賃料に修理損耗費が含まれていない場合、種類ごとの想定している修理損耗費についてご教示ください。	修理損耗費については、撤去時の仮設材の状態に応じて発生する費用であるため、金額を示すことはできません。従いまして、貴社の施工計画に基づき必要な費用を計上願います。
6	特記仕様書P6	県道25号土浦稲敷線上の架設について、通行止め時間が21時～翌6時までと記載がありますが、労務費の補正としては著しい制約を受ける夜間作業として計上するものと考えてよろしいでしょうか。	積算に関する内容のためお答えできません。